



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 1
- 沖縄県青年農業者等育成センターの指定（営農支援課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課） 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 2
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） 3
- 都市計画の変更・8件（都市計画・モノレール課） 4
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 6

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 7
- 家畜商講習会の開催（畜産課） 7
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 7
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立総合教育センター） 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部鑑識課） 8

訓 令

- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課） 8

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 9

収用委員会事項

- 公示送達・4件 9

告 示

沖縄県告示第569号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定の場で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島	平成24年1月12日（木曜日）午前10時から午前12時まで	竹富町農村婦人の家
竹富町字小浜	平成24年1月17日（火曜日）午前10時から午前12時まで	小浜公民館
竹富町字波照間	平成24年1月19日（木曜日）午前10時から午前12時まで	波照間農村集落センター

与那国町	平成24年2月6日（月曜日）午後1時から午後4時まで	与那国町中央公民館
	平成24年2月7日（火曜日）午前9時から午前11時まで	久部良多目的集会施設

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島、 字小浜及び字波 照間並びに与那 国町	平成24年1月12日（木曜日）から同年3月9日（金曜日）まで	特定計量器の取り付け ある土地又は建物その他 工作物の所在の場所

沖縄県告示第570号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定により、沖縄県青年農業者等育成センターとして次のとおり指定した。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定を受けた者の名称 財団法人沖縄県農業開発公社
- 2 指定を受けた者の事務所の所在地 南風原町字本部453番地3
- 3 指定年月日 平成23年11月22日

沖縄県告示第571号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第740号で同意の認定をした宜野座加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第572号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第741号で同意の認定をした金武加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第573号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成23年12月9日から同月29日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 出願書受理年月日 平成23年11月2日
- 2 出願の概要
 - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - ア 出願人 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市
 - イ 代表者 うるま市字天願1704番地 うるま市長 島袋俊夫
 - (2) 埋立区域
 - ア 位置 うるま市勝連津堅灯台原299番30、299番31及び299番29に接する無地番地の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と既設構造物との境界線、⑤の地

点から⑨の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D. L. +2. 22メートル）における公有水面と無地番地との境界線、⑨の地点から⑫の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D. L. +2. 22メートル）における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番30との境界線、⑫の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D. L. +2. 22メートル）における公有水面と既設構造物との境界線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ線、⑮の地点から⑰の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D. L. +2. 22メートル）における公有水面と同市勝連津堅灯台原299番31との境界線及び①の地点と⑰の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D. L. +2. 22メートル）における公有水面と同市勝連津堅灯台原299番31との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（東3）津堅（北緯26度14分58秒9447、東経127度56分14秒8144）から177度18分01秒614.02メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から314度05分29秒8.07メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から44度05分16秒29.76メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から314度05分12秒99.51メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から44度59分55秒63.34メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から106度23分09秒8.47メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から153度24分20秒6.99メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から151度33分00秒5.13メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から150度06分30秒20.58メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から253度45分26秒15.32メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から162度48分33秒10.81メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から74度02分52秒14.83メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から152度17分22秒12.93メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から149度18分48秒17.90メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から145度52分31秒32.10メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から252度26分30秒30.90メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から162度51分50秒29.69メートルの地点

ウ 面積 5,681.32平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 うるま市勝連津堅灯台原299番29、299番30、299番31、299番32、299番33、299番29に接する無地番地及び299番31に接する無地番地の地内並びに同市勝連津堅灯台原299番30、299番31及び299番29に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ④の地点 四等三角点（東3）津堅（北緯26度14分58秒9447、東経127度56分14秒8144）から178度34分39秒440.83メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から146度59分46秒114.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から159度08分49秒65.00メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から224度05分12秒100.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から314度05分14秒170.00メートルの地点

ウ 面積 22,284.82平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第574号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年12月1日 沖縄県指令農第1017号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
 - (ア) A地区 うるま市勝連平敷屋3784番22の地先公有水面
 - (イ) B地区 うるま市勝連平敷屋3784番22の地先公有水面
 - イ 区域
 - (ア) A地区 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から⑥の地点までを結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +2.28メートル) における公有水面と既設防波堤との境界線及び①の地点と⑥の地点を結ぶうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点赤3浜屋 (北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898) から95度59分37秒683.93メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から289度17分53秒0.34メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から18度43分38秒20.20メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から108度43分30秒14.17メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から198度46分41秒20.33メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から289度16分43秒0.24メートルの地点
 - (イ) B地区 次の各地点のうち⑦の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点から⑫の地点までを結ぶうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線及び⑦の地点と⑫の地点を結ぶうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線により囲まれた区域
 - ⑦の地点 四等三角点赤3浜屋 (北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898) から99度52分29秒653.99メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から19度02分58秒1.80メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から109度01分58秒9.00メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から199度02分13秒6.47メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から288度30分07秒3.78メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から16度53分53秒4.86メートルの地点
 - ウ 面積
 - A地区 286.89平方メートル
 - B地区 33.98平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 うるま市勝連平敷屋3784番22の地内及び同地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ④の地点 四等三角点赤3浜屋 (北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898) から101度58分52秒640.65メートルの地点
 - ⑥の地点 ④の地点から18度43分31秒126.26メートルの地点
 - ③の地点 ⑥の地点から108度43分34秒45.76メートルの地点
 - ⑩の地点 ③の地点から198度47分10秒126.30メートルの地点
 - ウ 面積 5,769.88平方メートル
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第575号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 中城湾港熱田臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 北中城村字熱田及び字和仁屋
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第576号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 中城湾港西原与那原臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 与那原町字東浜
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・54号城間前田線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市字前田並びに前田一丁目及び二丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・16号国際センター線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市字前田及び前田一丁目
 - (2) 削除する部分 浦添市字前田及び前田一丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・14号浦添西原線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市前田二丁目及び三丁目並びに西原町字徳佐田
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・浦1号沢岬石嶺線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里石嶺町3丁目及び4丁目並びに浦添市字経塚
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・17号石嶺線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里汀良町3丁目並びに首里石嶺町1丁目、2丁目及び3丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 5・5・那6号新都心公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市おもろまち4丁目及び銘苅3丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市真嘉比古島第二土地区画整理事業地域の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年12月9日から平成24年1月4日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量及び街区・画地出来形確認測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年1月17日まで縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年11月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プロミスキーパーズ
- 3 代表者の氏名 山内昌良
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市曙3丁目6番24号朝日のあたる家
- 5 定款に記載された目的 この法人は、家を持たずに路上生活をしている人々（以下「ホームレス」という。）に対して、食事・宿泊・労働の提供等、基本的人権を尊重し、リハビリ訓練をもって自立させ、社会復帰をするための支援活動を行い、また、母子家庭を支援する団体に対して、活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、社会に寄与することを目的とする。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成23年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年1月23日（月曜日）午前8時50分から午後5時まで及び同月24日（火曜日）午前8時50分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
- 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、平成24年1月13日（金曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年12月9日から平成24年4月9日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 福島長男、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 届出年月日 平成23年11月15日
- 4 変更しようとする事項

駐輪場の位置

変更前 位置 次の図のとおり

変更後 位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。)

5 変更する年月日 平成24年7月16日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 都市計画の名称 3・4・名27号大北大西線

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年12月9日

沖縄県立総合教育センター所長 喜納眞正

1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ機器等の借入（設置及び設定業務を含む。） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄市与儀三丁目11番1号

3 落札者を決定した日 平成23年10月21日

4 落札者の名称及び所在地 富士通リース株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号

5 落札金額 295,224,600円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成23年9月9日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察指紋情報管理システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

3 落札者を決定した日 平成23年9月28日

4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額 234,045,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成23年8月19日

訓 令

沖縄県訓令第125号

沖縄県教育委員会教育長訓令第16号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年12月9日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖縄県教育委員会教育長 大 城 浩

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「福祉保健部健康増進課長」を「福祉保健部健康増進課長
福祉保健部薬務疾病対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年12月9日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成23年12月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿 波 連 本 伸

施設 の 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
(新)社会医療法人 友愛会 南部病院 (旧)医療法人 友愛会 南部病院	糸満市字真栄里870番地	平成23年10月1日
(新)社会医療法人 友愛会 豊見城中央病院 (旧)医療法人 友愛会 豊見城中央病院	豊見城市字上田25番地	平成23年10月1日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第36号

収用し、明け渡すべき土地 宮古島市平良字東仲宗根添細竹1366番4及び同1366番5

土地所有者不明ただし、登記名義人富永元光相続人富永元業 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人浜川玄光 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

県道高野西里線（その1）裁決申請等事件に係る平成23年10月13日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年1月5日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年12月9日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第37号

収用し、明け渡すべき土地 宮古島市平良字東仲宗根添細竹1363番2

土地所有者不明ただし、登記名義人塩川寛信 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人下里寛栄 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人下里武夫 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人平良布綱 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人浜川恵宗 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人兼元ツル 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人友利與野志 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人永島玄忠 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

県道高野西里線（その2）裁決申請等事件に係る平成23年10月13日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年1月5日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年12月9日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第38号

収用し、明け渡すべき土地 宮古島市平良字東仲宗根添細竹1400番5及び同1400番19

土地所有者不明ただし、登記名義人下里政輝 住所不明

土地所有者不明ただし、登記名義人下里春亮 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

県道高野西里線（その4）裁決申請等事件に係る平成23年10月13日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年1月5日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年12月9日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第39号

収用し、及び明け渡すべき土地 宮古島市上野字新里当原1004番40及び1004番41

土地所有者 不明ただし、登記名義人嵩里金 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里24番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人西里建有 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里29番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人花城金二郎 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里18番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人佐渡山米 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里32番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里金三 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里89番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人佐渡山密雄 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里143番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人西里正義 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里12

1番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里亀 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里758番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人下地直 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里759番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里清一 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里75

9番地の2

土地所有者 不明ただし、登記名義人兼島武三 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里748番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人下里金 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里983番地の2

土地所有者 不明ただし、登記名義人下地清春 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里98

2番地の2

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里昌務 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里97

8番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里金 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里977番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里松金 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里985番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里松 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里117番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人我如古盛吉 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里107番地の3

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里松金 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里74

5番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人上里順清 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里753番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里方林 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里753番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人西里次吉 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里758番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里亀 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1067番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里金吾 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1066番地の3

土地所有者 不明ただし、登記名義人平良金五郎 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1067番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人西里眞津 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1068番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里栄一 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1068番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人砂川昌全 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里983番地の2

土地所有者 不明ただし、登記名義人上里志道 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里117番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人西里カマド 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1067番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里加根 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里984番地の4

土地所有者 番地の1	不明ただし、登記名義人上里金	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里981
土地所有者 3番地の1	不明ただし、登記名義人平良蒲戸	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里10
土地所有者 67番地	不明ただし、登記名義人新里武夫	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里10
土地所有者 4番地の3	不明ただし、登記名義人新里俊吉	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里98
土地所有者 番地の1	不明ただし、登記名義人新里松藏	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里63
土地所有者 地	不明ただし、登記名義人新里清	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里69番
土地所有者 62番地	不明ただし、登記名義人平良蒲戸金	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里
土地所有者 番地の1	不明ただし、登記名義人勝連金	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里1074
土地所有者 番地	不明ただし、登記名義人新里光子	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里57
土地所有者 番地	不明ただし、登記名義人西里スミ	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里69
土地所有者 番地の5	不明ただし、登記名義人新里昌	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里984
土地所有者 67番地	不明ただし、登記名義人新里義清	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里10
土地所有者 66番地の1	不明ただし、登記名義人新里正昌	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里10
土地所有者 49番地の1	不明ただし、登記名義人渡眞利松金	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里
土地所有者 番地	不明ただし、登記名義人新里順徹	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里78
土地所有者 13番地の1	不明ただし、登記名義人勝連金吉	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里11
土地所有者 49番地の2	不明ただし、登記名義人渡眞利金吉	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里
土地所有者 番地	不明ただし、登記名義人新里茂夫	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里74
土地所有者 番地	不明ただし、登記名義人赤嶺松金	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里26
土地所有者 1番地の2	不明ただし、登記名義人西里カナ	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里12
土地所有者 9番地の1	不明ただし、登記名義人前里一光	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里13
土地所有者 1番地の1	不明ただし、登記名義人西里金市	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里13
土地所有者 番地の1	不明ただし、登記名義人砂川ウメ	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里77
土地所有者 2番地	不明ただし、登記名義人池間弘吉	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里76
土地所有者	不明ただし、登記名義人新里マツ	住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里98

0番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人平良ツル 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里981番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里トミ 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里984番地の1

土地所有者 不明ただし、登記名義人渡眞利松一 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里981番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人新里マウシ 住所不明ただし、登記簿上の住所宮古郡上野村字新里756番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里武男法定相続人新里チヨ 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市上野字新里19番地3

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里榮法定相続人新里初枝 住所不明ただし、戸籍附票上の住所アメリカ合衆国

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡西里加根法定相続人西里弘一 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市上野村字新里121番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里真津法定相続人新里ヨシ 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市上野字新里82番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里真津法定相続人新里松雄 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市上野字新里82番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里真津法定相続人新里ヒメ 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市上野字新里82番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡上里渡那法定相続人兼島廣信 住所不明

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡根間蒲戸金法定相続人川平正國 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市城辺字砂川64番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里三次法定相続人新里照 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市上野字新里127番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里三次法定相続人新里正吉 住所不明ただし、本籍沖縄県宜野湾市字宇地泊586番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里波佐法定相続人新里昇子 住所不明ただし、本籍石垣市字登野城564番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

県道保良上地線（その3）裁決申請等事件に係る平成23年10月13日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年1月5日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年12月9日

沖縄県収用委員会

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8